

生徒手帳

令和8年度

創立 昭和60年(1985)4月1日
校章 こぶしの花の自然態



校章のイメージ

こぶしは東日本、北海道の雑木林に見られるモクレン科の喬木、春に先んじて白い花を開く。果実の形からこの名称がついた。

前漢武帝は紀元前127年黄河上流の匈奴を逐って朔方郡を置いた。朔は北の意であり、つきたちと訓じ、ものの始まりを意味する。

以上を総合して、バイタリティ溢れる四街道北高生のシンボルにふさわしい。

千葉県立四街道北高等学校

目 次

1	教育目標及び教育方針	3
2	校 歌	4
3	校 則	5
4	教育課程	27
5	生徒心得	32
6	アルバイトに関する規定	36
7	交通安全に関する規定	39
8	服装等に関する規定	43
9	図書館利用規則	51
10	生徒会規約	55
11	選挙規定	68
12	諸届様式	75
13	年間行事予定	82
14	災害共済給付制度 への加入について	83
15	日 課 表	85
16	異常気象時等での 授業実施について	86
17	付 録	88



校 訓

求全・協和・自強

(理想をめざし、力を合わせて、がんばろう)

教 育 目 標

校訓の「求全・協和・自強」を目指した教育を實踐し、人としての在り方や正しい職業観を身につけさせ、進路希望の夢の実現を図る。

「生きる力」の育成を目指して、生徒・職員が誇りを持って日々の活動に取り組み、地域から信頼され、夢と意欲を育む学校を創る。

重 点 目 標

- 1 生徒の学習意欲を引き出し、人生を拓く「確かな学力」を育成する。
- 2 自己の将来を設計し、主体的に進路選択し、目標に向けて自ら努力する生徒を育てる。
- 3 本校生としての誇りと自覚を持ち、正しく行動する生徒の育成を目指し、全職員で協力して生徒指導を進める。
- 4 家庭・地域・関係機関と連携協力し、地域の教育資源活用を図り、特色ある学校づくり・開かれた学校づくりを推進する。
- 5 時代や社会、生徒の変化に適切に対応し、高いコンプライアンス意識を持ちながら、より効率的・効果的な学校づくりを進める。

校 歌

Moderato 生き生きと

1 み どり も 一 つ し も し が は ら り の
ぶ し き 一 く くり や まの き と

そ う の ち よ つ か い ど う に
び ゆ く ち よ つ か い ど う に

も とめ きて し ん り を わ く と も よ し よ
つ どい きて こ こ め を ひ ら く と も よ し よ

は げ ま し た え な ら び や に と も し ぬ く お
な ご め だ た り ま び や に め ぬ く

も 一 は は ら せ ぐ え い ち の 一 わ た ず
一 は や き し こ こ ち の 一 わ た ず

く 一 は た せ わ れ ら が いた こ う ま こ
に 一 い き よ

四街道北高等学校校歌

緑萌ゆ 下志津ヶ原
理想の地 四街道に
求めきて 真理を究む
友よ師よ 励まし鍛え
学び舎に ともしゆく
念いははる 英知の灯
高く羽ばたけ 我らが北高

辛夷咲く 栗山の里
伸びゆく地 四街道に
集いきて 心を開く
友よ師よ 和みて語り
学び舎に 友情の輪
姿は優しく 深めゆく
明日に生きよう 我らが北高

作詞 齊藤淳子
作曲 木島左衛門
作詞 齊藤淳子
作曲 金成房子

千葉県立四街道北高等学校校則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この校則は、県立高等学校管理規則（昭和54年千葉県教育委員会規則第1号）第2条の規定に基づき、千葉県立四街道北高等学校（以下「学校」という）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課程・学科及び生徒定員)

第2条 学校の課程・学科及び生徒定員は、県立高等学校管理規則別表のとおりとする。

(通学区域)

第3条 通学区域は、県立高等学校通学区域に関する規則の定めるところによる。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 土曜日、日曜日
- (3) 県民の日を定める条例に規定する日
(6月15日)
- (4) 学年始め休業日(4月1日から4月5日まで)
- (5) 夏季休業日(7月21日から8月31日まで)
- (6) 冬季休業日(12月24日から翌年1月6日まで)
- (7) 学年末休業日(3月25日から3月31日まで)
- (8) 臨時休業日(入学者選抜実施日及び必要に応じ校長が定める日)

第3章 教育課程及び成績評価等

(教育課程)

第6条 教育課程は別表のとおりとする。

(授業時数等)

第7条 教科・科目及び特別活動の指導時

間数(以下「授業時数」という。)及び授業時間表は別に定める。

(単位の認定)

第8条 学校の定める教育計画に従って教科・科目を履修した成果が、教科・科目の目標から見て満足できると認められる生徒について、学年末に単位を修得したことを認定する。

2 前項の場合において、出席した授業時間数が年間総時数の3分の2以上でなければ単位の認定を行わない。

3 特別の事由による場合には別に定めるところにより、補講その他適切な指導を実施した時数を、第2項の授業時数に参入することができる。

4 単位の修得を認定した者が必要がある者に対しては、請求に応じて、単位修得証明書又は成績証明書を交付する。

(原級留置)

第9条 学年において修得したことを認定された単位数が、所定の水準に達しない生徒、その他進級させることが教育上不適当である生徒は、原学年に留め置くものとする。

(卒業の認定)

第10条 所定の全課程を終了したと認められた生徒については卒業を認定する。

2 卒業を認定した生徒に対しては、卒業証書(別記第1号様式)を授与する。

第11条 卒業を認定する時期は3月とする。ただし、留学した生徒にあっては、卒業に必要な単位の修得を認定された時点とする。

第4章 入学及び退学等

(入学資格)

第12条 学校に入学(他の高等学校からの転入学を除く。以下同じ。)することのできる者は中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者又は中学校卒業者と同等以上と認められる者。

第13条 第1学年の途中または第2学年以上に編入学することのできる者は、相当年令に達し、校長が当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、学年途中に入学することのできる者は、帰国子女等とする。

第14条 入学又は他の高等学校から転入学を志願することのできる者は、第3条に

規定する通学区域内に居住する者及び入学又は転入学後、区域内に居住する者とする。

(志願手続)

第15条 入学志願者は所定の入学願書を、出身(在籍)中学校長等を経由して校長に提出しなければならない。

(入学の時期)

第16条 入学許可の時期は学年始めとする。ただし、帰国子女等に係る編入学については、この限りでない。

(入学の手続)

第17条 入学を許可された生徒の保護者は、入学の日から7日以内に、保証人と連署した誓約書(別記第2号様式)を校長に提出しなければならない。

(欠席)

第18条 病気その他やむを得ない事由により欠席しようとする生徒は、欠席届(別記第3号様式)を校長に提出しなければならない。

ただし、病気のため引き続き7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

(留 学)

第19条 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、入学許可証明書等留学を証するに足る書類を添え、留学願(別記第4号様式)を校長に提出しなければならない。

2 前項の規定により許可を受けて留学した生徒は、留学が終了したときは、留学終了届(別記第5号様式)を校長に提出しなければならない。

3 許可を受けて留学した生徒が、外国の高等学校で履修した単位の認定を希望する場合は、単位修得証明書等外国の高等学校における履修を証するに足る書類を添え、単位認定願(別記第6号様式)を校長に提出しなければならない。

4 許可を受けて留学した生徒が、留学の期間を変更しようとする時は、変更を証するに足る書類等を添え、留学変更願(別記第7号様式)を校長に提出しなければならない。

(休 学)

第20条 病気その他やむを得ない事由のため、3ヶ月以上出席することができない

生徒は、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、休学願(別記第8号様式)を校長に提出しなければならない。

2 休学の期間は3ヶ月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めたときはその期間を延長することができる。

(休学の取消し)

第21条 休学の許可を受けた後3月までにその事由がなくなったときは、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え、休学取消願(別記第9号様式)を校長に提出しなければならない。

(復 学)

第22条 休学中の生徒が、その事由がなくなったことにより復学しようとするときは、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え、復学願(別記第10号様式)を校長に提出しなければならない。ただし、休学の許可を受けた後3月までの間は、復学を願い出ることはいできない。

2 休学期間の満了後1月を経過して、復学又は退学の手続きをしない生徒については退学を命ずることができる。

(転学)

第23条 他の高等学校へ転学を志望する生徒は、転学願(別記第11号様式)を校長に提出しなければならない。

2 他の高等学校から転入学を志願する者は、転入学願(別記第12号様式)を在学証明書及び成績証明書を添えて、校長に提出しなければならない。

3 転入学を許可された生徒については、第17条の規定を準用する。

(退学)

第24条 退学しようとする生徒は、退学願(別記第13号様式)を校長に提出しなければならない。

(再入学)

第25条 退学した者が退学後2年以内に再び入学を願い出たときは、事由により、入学学力検査を行うことなく、退学当時の原学年以下の学年に入学を許可することができる。

2 前項の規定により再入学を許可された生徒については、第17条の規定を準用する。

(忌引等の取扱い)

第26条 生徒が次の各号に掲げる理由のた

め出席しなかったときは、欠席の取扱いをしない。

- (1) 忌引
 - (2) 学校保健安全法第19条の規定による出席停止。
 - (3) 暴風、洪水、火災その他の非常変災による事故。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める場合。
- 2 前項の規定により欠席の取扱いをしない期間は、前項第1号に掲げるものにあつては父母について7日、祖父母又は兄弟姉妹について3日、曾祖父母又は伯叔父母について1日とし、同項第2号から第4号までに掲げるものにあつては、その都度必要と認められる日数とする。
- 3 忌引により欠席した生徒は、忌引届(別記第14号様式)を校長に提出しなければならない。

第5章 保護者及び保証人

(保護者及び保証人)

第27条 保護者は、生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、後見

人又は後見人の職務を行う者)とする。
ただし、成年に達した生徒に対しては、これに準ずるものとする。

第28条 保証人は、独立の生計を営む成年人で学校に対して保護者と共に生徒に関する一切の責任を負うことができる者の中から、保護者が選定するものとする。

第29条 校長は、保証人が適当でないと認めたとときは、これを変更させるものとする。

第30条 保護者は、本人、保証人又は生徒が転居又は氏名変更をした場合にはすみやかに校長に届け出なければならない。
(別記第15号様式)

第31条 生徒の保護者又は保証人が変更したときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

第6章 授業料及び入学料等

(授業料等)

第32条 授業料、入学料及び入学検査料の額及び納入の時期等は、使用料及び手数料条例(昭和31年千葉県条例第6号)による。

(授業料の徴収)

第33条 休学を許可された生徒の授業料は、休学許可のあった翌月分から休学期間満了の前月分まで徴収しないものとする。
この場合において、休学を許可された日が月の初日に当たるとき、又は休学期間満了の日が月の末日に当たるときは、当該月分の授業料は徴収しない。

第34条 他の高等学校へ転学する生徒は、転学する月分の授業料を納入しなければならない。

2 他の県立高等学校から転入学した生徒については、転入学の日が月の初日の場合を除き、転入学を許可された月分の授業料は徴収しない。

(滞納生徒の処置)

第35条 授業料を滞納中の生徒に対しては、事由により出席停止を命ずることができる。

2 授業料の滞納が長期に渡る生徒に対しては、校長は、退学を命ずることができる。

(授業料の減免)

第36条 災害、その他特別の理由により授業料の減免を申請しようとする生徒は、

所定の授業料減免申請書を校長に提出しなければならない。

第7章 賞 罰 等

(表 彰)

第37条 学業、人物その他について優秀な生徒に対しては、別に定めるところにより表彰するものとする。

(懲 戒)

第38条 教育上必要がある生徒に対しては、別に定めるところにより、懲戒処分を行うものとする。

2 懲戒処分は退学、停学及び訓告とする。

(毀損の弁償)

第39条 校舎及び校有物を毀損し又は亡失した生徒に対しては、別に定めるところにより、その全部又は一部を弁償させるものとする。

第8章 雑 則

(文書の経由)

第40条 生徒が校長に提出する文書は、すべて担任教員を経由しなければならない。

第41条 この校則施行上必要な細則並びに

生徒の管理及び指導等に関する規程は校長が別に定めるところによる。

附 則

この校則は平成7年4月1日から適用する。

別記第1号様式

第 号	契印	千葉県立四街道北高等学校長 印	令和	年	月	日	右は本校 科の課程を修了した ことを証する	校印	卒業 証書
			年	月	日	年		月	

別記第2号様式

誓約書		令和	年	月	日
千葉県立四街道北高等学校長 様					
現住所					
保護者氏名		(印)			
電話番号					
現住所					
保証人氏名		(印)			
電話番号					
次の者の在学中は、校則その他の規程を守らせるとともに、本人の一身上のことに關しては、一切私どもにおいてお引き受けします。					
現住所生					
徒氏名生					
年月日					

別記第3号様式

欠席届				令和	年	月	日
千葉県立四街道北高等学校長 様							
		科第	学年	組			
		生徒氏名	(印)				
		保護者氏名	(印)				
私は、	のため	月	日から	月	日		
まで欠席します(した)ので、お届けします。							

別記第4号様式

留学願				令和	年	月	日
千葉県立四街道北高等学校長 様							
		科第	学年	組			
		生徒氏名	(印)				
		保護者氏名	(印)				
私は、下記のとおり留学したいので許可くださるようお願いします。							
記							
1 留学の事由							
2 期間 年 月 日から 年 月 日							
3 留学する高等学校名							

別記第5号様式

留 学 終 了 届			
令和 年 月 日			
千葉県立四街道北高等学校長 様			
科第		学年	
生徒氏名		組	
保護者氏名		記	
私は、留学中のところ期間が終了したのでお届けします。			
記			
1	事由		
2	期間 年 月 日～ 年 月 日終了		
3	留学した高等学校名		

別記第6号様式

単 位 認 定 願			
令和 年 月 日			
千葉県立四街道北高等学校長 様			
科第		学年	
生徒氏名		組	
保護者氏名		記	
私は、留学期間が終了したので、留学中の単位を認定くださるようお願いします。			

別記第7号様式

留 学 変 更 願			
令和 年 月 日			
千葉県立四街道北高等学校長 様			
科第		学年	
生徒氏名		組	
保護者氏名		記	
私は留学を許可されましたが、下記のため留学を変更したいので、許可くださるようお願いします。			
記			
1	変更前(事由, 期間)		
2	変更後(事由, 期間)		

別記第8号様式

休 学 願			
令和 年 月 日			
千葉県立四街道北高等学校長 様			
科第		学年	
生徒氏名		組	
保護者氏名		記	
私は、 のため 年 月 日から 年 月 日まで休学したいので、許可くださるようお願いします。			

別記第9号様式

休学取消願

令和 年 月 日

千葉県立四街道北高等学校長 様

科第 学年 組

生徒氏名 (印)

保護者氏名 (印)

私は、 年 月 日より休学を許可されましたが、 年 月 日のため休学を取り消されるようお願いします。

別記第10号様式

復学願

令和 年 月 日

千葉県立四街道北高等学校長 様

科第 学年 組

生徒氏名 (印)

保護者氏名 (印)

私は、 年 月 日かから復学したいので、許可くださるようお願いします。

別記第11号様式

転学願

令和 年 月 日

千葉県立四街道北高等学校長 様

科第 学年 組

生徒氏名 (印)

保護者氏名 (印)

私は、 のため下記のとおり転学したいので、許可くださるようお願いします。

記

1 転学希望学校名 立 高等学校

2 転学希望年月日 年 月 日

別記第12号様式

転入学願

令和 年 月 日

千葉県立四街道北高等学校長 様

高等学校 課程

科第 学年

生徒氏名 (印)

保護者氏名 (印)

私は、 のため御校に転入したいので、許可くださるよう在学証明書及び成績証明書を添えてお願いいたします。

ホ	生年月日
イ	今までの住所
エ	転入学後の住所

別記第13号様式

退 学 願			
令和 年 月 日			
千葉県立四街道北高等学校長 様			
科第		学年 組	
生徒氏名			㊞
保護者氏名			㊞
私は、 のため退学したいので、許可くださるようお願いします。			

別記第14号様式

忌 引 届			
令和 年 月 日			
千葉県立四街道北高等学校長 様			
科第		学年 組	
生徒氏名			㊞
保護者氏名			㊞
私は、(続柄、氏名)死亡のため 月 日から 年 月 日 まで忌引を受けたいので、お届けします。			

別記第15号様式

変 更 届			
令和 年 月 日			
千葉県立四街道北高等学校長 様			
<u>身分証明書番号</u>			
年 組			
氏 名			㊞
保護者氏名			
下記のとおり、変更しましたのでお届けします。			
記			
変更事項(氏名・住所・電話番号・通学方法・その他_)旧			

新			

変更年月日		年 月 日	

諸届・願で、学校で印刷した用紙が利用できない場合は、市販の罫紙又は便箋に記入して提出して下さい。

教育課程表(普通科)【令和8年度入学者(訂正版)】

教科	科目	標準 単位数	第1学年		第2学年		第3学年		単位数合計		備考
					普通コース	保育基礎コース	普通コース	保育基礎コース	科目	教科	
国語	現代の国語◎	2	2						2		【第1学年 選択A】 ・選択1については、普通1、実務1、普通1から1科目2単位を選択する。 【第2学年 普通3-2】選択B ・選択目については、第1学年で履修した教科科目の目もしくは、他学年日から1科目2単位を選択する。 【第2学年 普通3-1】選択C ・物理基礎、地学基礎から1科目2単位を選択する。 【第3学年 普通3-2】選択D ・実践国語◆、地理概説◆、世界史概説◆、数学研究◆、科学研究◆、運動基礎◆、音楽1、実務1、普通1、実務1(音楽且履修者のみ)、実務3(実務且履修者のみ)、普通道(普通且履修者のみ)、英語研究◆、情報研究◆、トピア等の15科目の中から2科目4単位、及び化学1科目4単位を選択する。 【◆は学校設定科目(西宮道北高等学校独自で開講される科目)である。】
	言語文化◎	2	2						2		
	論理国語	4				3	3			11~16	
	文学国語	4		4	4					14~16	
	国語表現	4									
	古典探究	4				(3)	3		0.3(習)・3(実)		
	実践国語◆	4				(2)	(2)		0.2		
	地理総合◎	2		2	2				2		
	地理探究	3									
	歴史総合◎	2		2	2				2		
日本史探究	3					4	4		4		
世界史探究	3							4	4		
地理概説◆	4					(2)	(2)		0.2		
世界史概説◆	4					(2)	(2)		0.2		
公民◎	2	2							2		
倫理	2									4	
政治・経済	2				EF	2		2(習)・0(実)	2(実)		
数学Ⅰ◎	3	3							3		
数学Ⅱ	4			4	4				4		
数学Ⅲ	3					(5)			0.5(習)・0(実)		
数学A	2	2							2	11~16	
数学B	2		(2)						0.2(習)・0(実)	11~13	
数学C	2								2		
数学活用◆	2					(2)	2		0.2(習)・2(実)		
数学研究◆	2					(2)	(2)		0~2		
理科	科学と人間生活◎	2			2					0(習)・2(実)	【第3学年 保育基礎3-2】選択D'・ ・実践国語◆、地理概説◆、世界史概説◆、数学研究◆、科学研究◆、運動基礎◆、音楽1、実務1、普通1、実務1(音楽且履修者のみ)、実務3(実務且履修者のみ)、普通道(普通且履修者のみ)、英語研究◆、情報研究◆、トピア等の12科目の中から2科目4単位、及び化学1科目4単位を選択する。 【◆は学校設定科目(西宮道北高等学校独自で開講される科目)である。】
	物理基礎◎	2		(2)			D	D'	0.2・0(実)・0(実)		
	物理	4					(4)			0.4・0(実)・0(実)	
	化学基礎◎	2	2							2	
	化学	4					(4)	(4)		0~4	
	生物基礎◎	2		C	2		G		2(習)・0(実)	4~8	
	生物	4					(4)			0.4・0(実)・0(実)	
	地学基礎◎	2		(2)						0.2・0(実)・0(実)	
	地学	4					(4)			0.4・0(実)・0(実)	
	科学研究◆	4					(2)	(2)		0.2	
保健体育	体育◎	7~8	3	3	3	2	2			8	【第3学年 普通3-2】選択EF ・古典探究及び数学活用◆、数学Ⅲ(第2学年時における数学Ⅲ履修者のみ)から1ないし2科目5単位を選択する。 【◆は学校設定科目(西宮道北高等学校独自で開講される科目)である。】
	保健◎	2	1	1	1					2	
	運動基礎◆	2					(2)	(2)		0.2	
	音楽Ⅰ◎	2	(2)				(2)	(2)		0.2(習)・0(実)	
	音楽Ⅱ	2		(2)						0.2・0(実)・0(実)	
芸術	音楽Ⅲ	2								0.2	【第3学年 普通3-2】選択G ・物理(物理基礎履修者のみ)、化学、生物、地学(地学基礎履修者のみ)から1科目4単位を選択する。 【共通】 ・第2学年から第3学年に進級するとき「普通コース」から「保育基礎コース」への変更はできない。 ・一度履修した科目は、再度選択できない。 ・受講希望者が少ない場合は開講されないこともある。 【◎は必修科目(すべての生徒が履修しなければならない科目)である。】
	美術Ⅰ◎	2	(2)							0.2	
	美術Ⅱ	2		(2)						0.2(習)・0(実)	
	美術Ⅲ	2					(2)	(2)		0.2(習)・0(実)	
	工芸Ⅰ◎	2								2~4	
	工芸Ⅱ	2									
	工芸Ⅲ	2									
	書道Ⅰ◎	2	(2)							0.2	
	書道Ⅱ	2		(2)						0.2(習)・0(実)	
	書道Ⅲ	2						(2)		0.2・0(実)・0(実)	
外国語	英語コミュニケーションⅠ◎	3	3							3	【共通】 ・第2学年から第3学年に進級するとき「普通コース」から「保育基礎コース」への変更はできない。 ・一度履修した科目は、再度選択できない。 ・受講希望者が少ない場合は開講されないこともある。 【◎は必修科目(すべての生徒が履修しなければならない科目)である。】
	英語コミュニケーションⅡ	4		4	4					4	
	英語コミュニケーションⅢ	4					4	4		4	
	論理・表現Ⅰ	2	2							2	
	論理・表現Ⅱ	2								2	
	論理・表現Ⅲ	2								2	
	英語研究◆	2					(2)	(2)		0.2	
家庭情報	家庭基礎◎	2								4	【共通】 ・第2学年から第3学年に進級するとき「普通コース」から「保育基礎コース」への変更はできない。 ・一度履修した科目は、再度選択できない。 ・受講希望者が少ない場合は開講されないこともある。 【◎は必修科目(すべての生徒が履修しなければならない科目)である。】
	家庭総合◎	4	2	2	2					4	
	情報Ⅰ◎	2	2							2	
	情報研究◆	2					(2)	(2)		0.2	
家庭	保育基礎	2~6			4					0(習)・4(実)	0~2(実)
	保育実践	2~8								6	0(習)・6(実)
	フードデザイン	2~6					(2)	(2)		0.2	10~12
総合	知識及び技能審査	0~18								0.18	
教科単位数合計			28	28	28	28	28			84	
総合的な探究の時間			1	1	1	1	1			3	
特別活動			1	1	1	1	1			3	
合計			30	30	30	30	30			90	

教育課程

教育課程は、学校の教育目標を達成するために作成された教育計画である。各教科の科目を中心にホームルーム、クラブ活動を学年に応じて組織・配列したもので、時間割はこの教育課程に基づいて組まれる。

[表の説明]

- 選択Aは、音楽Ⅰ、美術Ⅰ、書道Ⅰの3科目から1科目を選択。
- 選択Bは、数学Bまたは選択Aで選択した科目を継続して選択。
- 選択Cは、物理基礎または地学基礎のどちらかを選択。
- 選択Dは、16科目(保育基礎コースは12科目)の中から、2単位の科目を2科目か、4単位の科目を1科目選択。ただし、理科の科目については、3年のG選択で選択しなかった1科目を選択できる。また、芸術のⅠの科目については1年次で選択しなかった科目のみ選択でき、Ⅲの科目についてはⅠ、Ⅱを履修した科目のみを選択できる。2単位の科目：実践国語、地理概説、世界史概説、数学研究、科学研究、

運動基礎、芸術Ⅰ、芸術Ⅲ、英語研究、情報研究、フードデザイン。4単位の科目：化学。

- 選択EFは、古典探求及び数学活用、または数学Ⅲから選択。
- 選択Gは、基礎を付した科目の履修した科目の中から1科目を選択する。
- 選択Dは、基本的には自由選択であるが、各科目の性格から以下の4つの選択系に分類し、選択の指針とする。

〈情報科学系〉

情報研究、数学B

〈自然科学系〉

化学

〈生活文化・スポーツ系〉

運動基礎、芸術Ⅰ、芸術Ⅲ、フードデザイン

〈国際・人文科学系〉

英語研究、実践国語、地理概説、世界史概説

保育基礎コース選択者

2年で「保育基礎」「科学と人間生活」

3年で「保育実践」の3科目を履修する。

(選択C、Gは選択できない。選択Eの

数学Ⅲ，選択Dの芸術Ⅲを選択できない。)

学習の心構え

(1) 授業に真剣に取り組む

—直前の予習と直後の復習—

授業には真剣に取り組まなければならない。それには予習、復習が、とりわけ「直前の予習と直後の復習」が大切である。予習によって、自分の疑問点を明確にさせておき、授業でその解答を待つ。それでもわからなければ、質問する。そして復習によって理解を深め、さらに応用問題へと発展させる。この繰り返しから真剣な授業、充実した授業が生まれる。

(2) 家庭学習について —2時間は必要—

家庭での自分の生活の中で、この時間は勉強、この時間は家事の手伝いなどと時間割を設定し、その変更は最少限にする。そして(1)で述べた直前の予習と直後の復習のために、毎日最低2時間は学習すること。学校行事等の関係で学習に余裕が出た時は、読書や、趣味に当て、時間を有効に利用する。

(3) 部活動と学習の両立

放課後2時間部活動で汗を流し、家に帰って2時間勉強に集中する。この繰り返し

返しが守れるならば、立派に両立できたといえる。高校生にとっては、学習以外の活動(部活動等)も必要。しかもこの

2つを両立させる努力をすることが大切である。こうすることによって自分の生活にリズムが付き、規則正しい生活を送ることができる。

(4) わからないことをさかのぼって調べる。

基礎学力が大切だと言われる。家を建てる場合でも基礎がしっかりしていなければ1階、2階という具合に積み重ねられない。高校の教科書のある項目がわからなければ、同じ項目の中学校、小学校の本を復習せよ。そして基礎を固めよ。「急がば回れ」でその方が早く到達する。

(5) 辞書をいつも利用せよ

手のとどく所にいつも辞書を！新しいことを学ぶためには調べなければならない。特に国語、英語では言葉の意味が大切。辞書をいつも携行し、先生から知らされる前に、自分で辞書を引く習慣をつけよ。このことが、記憶する上でもプラスに作用する。

生徒心得

総 則

この心得は、千葉県立四街道北高等学校生徒として健全な学校生活と調和のある社会生活を送る態度を育成するために設けられたものである。本校の生徒として、その本分に反した行為のあったときは、本人及び全校生徒の教育的効果を考慮して特別指導を行う。

1 登下校

ア 始業前に登校し、定められた日程を終了しないうちに無断外出したり下校したりしてはならない。やむを得ない理由によって外出する場合は、ホームルーム担任に申し出て、発行された許可書を携行すること。

イ 欠課する場合は、ホームルーム担任あるいは教科担任の許可を得ること。

ウ 遅刻した場合は、入室の際、授業担当者に入室届を提示すること。早退する場合も、所定の用紙に理由を記入しホームルーム担任の許可をうけること。

- エ 登校前に欠席・遅刻・早退がわかっている場合は、保護者からホームルーム担任に連絡をすること。
- オ 一般生徒は、下校時刻(16:30)までに下校すること。部活動等で下校時刻をこえる場合も、終了後すみやかに全員下校すること。
- カ 自転車通学を希望する生徒は、自転車通学届を届け出て許可を得る。(自転車通学の項参照)

2 許可願

ア 許可願は学校所定の様式を用い、ホームルーム担任または当該顧問を通じて学校長に提出し許可を受ける。

イ 許可事項

- ① 休学・退学・転学等の身分異動。
- ② 対外行事に参加…生徒会関係は顧問、その他はホームルーム担任を通じる。
- ③ アルバイト…別に定める規定による。
- ④ 運転免許取得…別に定める規定による。

3 公共物の使用

ア 学校の公共物は丁寧に取扱い、みだりに使用したり、移動してはならない。

使用(移動)する時は、必ず管理責任者の許可をうけること。

イ 誤って学校の公共物を破損・損失した時は、速やかにホームルーム担任ならびに関係職員に申し出て、事後処理の指導をうける。

ウ 学校の公共物を破損・損失した時は、原則として本人が弁償する。

エ 消防・電気・火気・その他安全に関する装置・設備にはみだりに手を触れない。

オ 火気には万全の注意を払うこと。学校の許可なしに火気を用いてはならない。

4 掲示

掲示(貼紙・陳列・配布など)および放送は係職員の許可をうけ、掲示は指定の場所を使用すること。

5 服装・頭髪

ア 通学の際は、本校指定の制服を正しく着用する。

イ 対外行事等に参加するときは原則として制服を着用すること。

ウ やむを得ぬ事情で異装する場合は、異装許可願をホームルーム担任へ提出すること。

エ 故意に過度な加工を施している髪型は認めない。

・過度な加工を施した場合は、改善するよう指導する。

- ・一定期間内に十分直さない場合は保護者を
召喚することがある。

6 所持品

常に身分証明書を携行すること。

7 特別指導

次あげる行為があった場合は、その度合・
状況により特別指導を行う。

ア 受験の際、不正行為があった場合。

イ 授業をさぼった場合。

ウ 飲酒・喫煙・危険ドラッグなどをした場合。

エ 窃盗、恐喝、など不法行為があった場合。

オ 暴力行為・いじめ行為などがあった場合。

カ 交通安全に関する規定に違反した場合。

キ 居酒屋や風俗店などへ出入りした場合。

ク 不純異性交遊、わいせつ行為などがあった
場合。

ケ SNS等への不適切な投稿があった場合。

コ その他、生徒の本分に反する行為や迷惑行
為等があった場合。

アルバイトに関する規定

1 総 則

本校では、アルバイトについては学業専念の
主旨から原則としてこれを勧めないが、家庭の
事情によりやむを得ないと判断した場合につい
ては、本人と家庭の責任において実施するこ
ができる。ただし、その場合は、「アルバイト届」
を提出することとし、なき場合は、指導の対象と
なる。

2 やむを得ない事由の解釈

本人のアルバイトが家庭の生計の維持や学業
の存続に欠くことができないと保護者が認め、
その旨を担任等に説明し、学校側が下記の基
準に照らし、職種・日時・学業状況・生活態度等
も鑑みて、その必要を認めた場合。

3 アルバイトに関する基準

(1) 職種について

ア 風俗営業ではないこと。

(スナック・パチンコ・ゲームセンター等は不可。)

イ 風紀上問題がないこと。

ウ 危険な場所や作業内容を伴うものでないこと。

(工事現場・ガソリンスタンド等での火気・ガ
ス・石油製品等の危険物の取り扱いは不可。)

エ 宿泊を伴わないこと。

オ その他、高校生として不健全と思われるも

のは不可とする。

- (2) 就業期間(日数)、時間について
「学業に支障を生じない範囲」として
ア 日数については、学期中は週7日の
内の約半数(3~4日)以内を目安
とし、長期休業中は休業日数の2
分の1以内を目安とする。
イ 時間については、午後9時までと
する。
ウ 試験前1週間はこれを行わないこと
とする。
- (3) 学業関係について
成績が著しく振るわない者は不可と
する。
- (4) 生活態度に問題がある者は不可とす
る。

4 手 続

「アルバイト届」の提出は、以下の手
順に従って行う。

- (1) アルバイトを希望する者は、家庭にお
いて十分相談したうえでホームルーム
担任に申し出、担任の同意を得て「ア
ルバイト届」の用紙を受け取る。
- (2) 「アルバイト届」に必要事項を記入し、
保護者自筆の連署の上、担任に提出
する。

5 アルバイト実施者の厳守事項

- (1) アルバイト実施中は、常に四街道北高等学
校の生徒として服装・マナーに留意し、恥ずか
しくない、品位ある行動を心掛けること。
- (2) 事故、トラブル等があった場合には、すみや
かに学校に連絡すること。
- (3) アルバイト実施中に問題を起こした場合、あ
るいは前述の基準に合致しない事態が発生
した場合は、即刻アルバイトを中止する。

交通安全に関する規定

本規定は、生命尊厳と安全に対する認識を高めることを目的とする。従って、通学時はもとより校外生活についても同様の見解をもって定めるものとする。

生徒の交通事故絶滅を期するために、道路交通法の主旨をよく理解し、同法律を厳守する。

1. 自転車通学に関する規定

自転車通学を希望する生徒は、ヘルメットを購入後(領収書を添付)、自転車通学届(学校所定の登録票)に必要な事項を記入し、ホームルーム担任を通じて生徒指導部に届出て許可を得ること。なお、すでに自転車用ヘルメットを持っている場合は入学後にホームルーム担任まで申し出ること。許可された生徒は、下記規定を遵守すること。規定違反者は自転車通学を停止、又は取り消すことがある。無許可での通学者は指導の対象とする。

- ① 自転車通学時には必ず乗車用ヘルメットを着用すること。
- ② 自転車には、通学許可証(ステッカー)をフェンダーに貼る。
- ③ 自転車は定められた置き場へ整頓して置き、必ず施錠する。
- ④ 自転車の運転については、本人と家庭の責任において安全運転に努める。

- ⑤ 自転車で通学するときは交通法規をよく守り、違反を犯したり事故を起こさぬ様注意する。特にスマホ等を操作しながらの運転は法令違反となり、大変危険なので絶対にしないようにする。
- ⑥ 必ず自転車保険に加入すること。
- ⑦ 自転車に氏名を明記することが望ましい。
- ⑧ 車両の整備・点検を完全にする。(特にブレーキ)
- ⑨ 交通違反及び交通事故をおこした生徒は、速やか警察に連絡するとともに、担任を通じて生徒指導部に届け出ること。内容等によっては特別指導及び懲戒の対象とする。

2. 運転免許取得等に関する規則

本校では、運転免許の取得については生命尊重、事故防止の主旨から原則としてこれを勧めないが、家庭及び本人の判断によりやむを得ない場合については、本人と家庭の責任において取得することができる。ただし、その場合は、下記の規定に従い所定の手続きを行うこととし、なき場合は、指導の対象となる。

- (1) 原動機付自転車・自動二輪車等に関する規則
- ① 運転免許の取得を希望する者は、保護者の同意のもと、「運転免許取得および教習所入所願兼誓約書」をホームルーム担任を通じて生徒指導部に提出すること。
- ② 教習および運転免許センターでの試験等は授業や学校行事に支障をきたさないこと。
- ③ 原動機付自転車、自動二輪車の運転免許取

得を希望する者は、千葉県主催の交通安全教室に参加すること。(免許取得後も年1回参加する)

- ④ 運転免許取得後は「運転免許取得届」(免許証のコピーを添付)をホームルーム担任を通じて生徒指導部に提出すること。
- ⑤ 運転免許取得後も通学及び部活動などの課外活動に使用することは禁止する。
- ⑥ 制服・体操服・部活ジャージ等本校生徒とわかる服装で運転すること、保護者・同居する家族等以外の運転する車両に同乗することを禁止する。(通学及び部活動などの課外活動に使用したと判断し、指導の対象となる)
- ⑦ 運転については、本人と家庭の責任において安全運転に努めること。
- ⑧ 自動二輪車等の二人乗り運転は在学中禁止する。後方乗車も同様とする。(自動二輪免許の場合、初心者運転期間終了後も含める。)
- ⑨ 交通違反及び交通事故をおこした生徒は、速やかに警察に連絡するとともに、担任を通じて生徒指導部に届け出ること。内容等によっては特別指導及び懲戒の対象とする。
- ⑩ 以上の規則に違反のあった者については、特別指導とする。

(2) 普通自動車運転免許証取得許可に関する規則

- ① 普通自動車運転免許の取得を希望する者は、保護者の同意のもと、「運転免許取得および教習所入所願兼誓約書」をホームルーム担任を通じて生徒指導部に提出すること。

- ② 進路先が決定(内定)していること。(10月1日以降)
- ③ 教習所入所説明会に出席していること。
- ④ 教習および運転免許センターでの試験等は授業や学校行事に支障をきたさないこと。
- ⑤ 運転免許取得後は「運転免許取得届」(免許証のコピーを添付)をホームルーム担任を通じて生徒指導部に提出すること。
- ⑥ 運転免許取得後も通学及び部活動などの課外活動に使用することは禁止する。
- ⑦ 制服・体操服・部活ジャージ等本校生徒とわかる服装で運転すること、保護者・同居する家族等以外の運転する車両に同乗することを禁止する。(通学及び部活動などの課外活動に使用したと判断し、指導の対象となる)
- ⑧ 運転については、本人と家庭の責任において安全運転に努める。
- ⑨ 交通違反及び交通事故をおこした生徒は、速やかに警察に連絡するとともに、担任を通じて生徒指導部に届け出ること。内容等によっては特別指導及び懲戒の対象とする。
- ⑩ 以上の規則に違反のあった者については、特別指導とする。

服装等に関する規定

1. 服装

- (1) 本校指定の制服とは、
 - ① 上着・スラックス・スカート
 - ② Yシャツ(長袖・半袖)・ポロシャツ(半袖)
 - ③ ネクタイ、リボン・ネクタイ
 - ④ セーター・カーディガン・ベストをいう。
- (2) 通学の際は必ず本校指定の制服をきちんと着用すること。
- (3) 上着は入学式・卒業式・始業式(1、3学期)・終業式(2、3学期)及び学校が定める日は必ず着用しなくてはならない。また、上着を着用する際はポロシャツの着用はしない。
- (4) 上着の下にセーター・カーディガン・ベストを着用する場合は本校指定のものを着用すること。
- (5) 指定のネクタイ、指定のリボンを必ず着用すること。但し、Yシャツ、またはYシャツにベストのみの場合はネクタイ・リボンの着用は任意とする。また、ポロシャツの場合は上着・セーター・カーディガン・ベスト・およびネクタイ・リボンの着用をしない。
- (6) 制服の変形、改造は禁止する。
- (7) 制服をすべて着ても寒い場合は防寒着を着用することを認めるが、必ずブレザーまで着たうえで着ること。

2. 頭髪に関する規定

清潔感があり、さわやかな印象を与える髪型とする。

着色・脱色・パーマメント・つけ毛及びドライヤー等を使用し、故意に過度な加工を施している髪型は禁止する。

※加工した頭髪については指導を加えるが一定期間内に十分に直さない場合は、状況に応じて保護者を召喚とする。

3. その他

- (1) 長爪やつけ爪、マニキュア等は禁止する。
- (2) ピアス・ネックレス・指輪等の装飾品は着用しない。
- (3) 化粧はしない。

No. _____

運転免許取得届

〔原動機付自転車・普通自動二輪車・普通自動車〕運転免許を取得したので、コピーを添えて報告します。

（遵守事項）＊確認したら□に✓を入れてください。

- 1 通学及び部活動などの課外活動には使用しません。
- 2 交通社会の一員であることを自覚し、道路交通法等の各種法令を遵守します。
- 3 運転中に生じた違反・事故・問題等は、本人・保護者が一切責任を持ちます。
- 4 事故や違反があった際は速やかに学校に報告します。
- 5 任意保険に加入します。
- 6 千葉県教育委員会が主催する交通安全教室に参加します（普通自動車を除く）
- 7 運転する場合は、制服・体操服・部活ジャージなど本校生徒とわかる服装で運転しません。
- 8 在学中は二人乗り運転（普通自動車では他人を同乗）をしません。
- 9 その他学校の定める規定に従います。

運転する際、上記の事項について遵守し、安全利用に努めることを誓約いたします。

令和 年 月 日

千葉県立四街道北高等学校長 様

第 学年 組 番

生徒氏名（自署）_____

保護者氏名（自署）_____印

※ 本届を提出する際、裏面に運転免許証のコピーを添付すること。

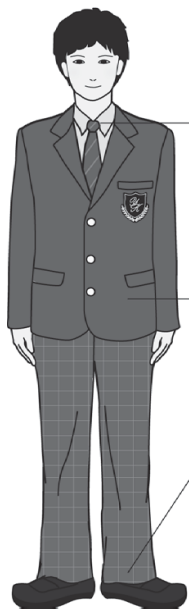
係使用欄（この欄には記入しないでください）

交付日	免許の条件等	種類

運転免許証コピー添付欄

表 面

裏 面



ネクタイ・リボンを着用
第1ボタンまで閉める

ベルト着用
(黒か茶の革製(合皮)
がのぞましい)

裾を折ったり、
わざとだらしく
ほころばせたり、
引きずったりしない

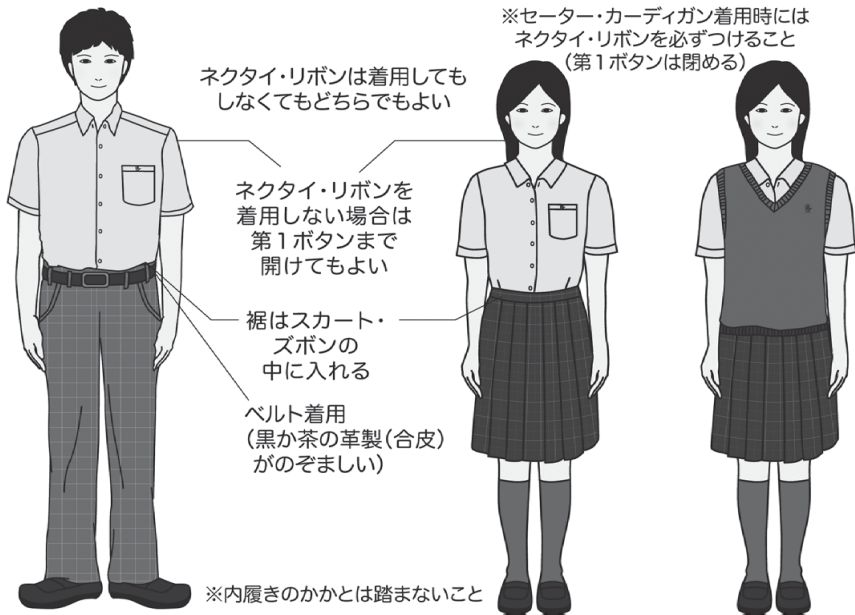


**四北制服を
正しく着用
しよう！**

セーター・カーディガンを着用
する場合は本校指定の
ものとする

スカート丈は膝に
必ず掛かること

レッグウォーマー禁止
ストッキング・タイツ可
靴下は無地(白・黒・紺)
を着用



図書館利用規則

図書館は、自ら学び、考え、物事に対する理解を深めると共に、読書の習慣を養い将来より良い社会人となるための素質を身につけるため設けられた施設である。図書館に対する理解を深め、互いに図書館を気持ちよく活用できるよう、次の規則を守ろう。

- 1 本校図書館を利用することができる者は次の通りである。
 - (1) 本校の生徒および教職員
 - (2) その他校長及び教務主任が適当と認めたもの。
- 2 開館および休館について
 - (1) 開館時間 午前8:30～午後16:30
 - (2) 学校の休日、学校行事のある日は休館とする。
 - (3) 長期休業中(全校登校日は除く)、蔵書整理など図書館行事のある場合は休館する。(ただし、長期休業中の開館は、必要に応じて決定する。)
 - (4) 授業時間に集団利用する場合は、授

業担当者及び自習監督職員の責任において開館する。

3 館内閲覧について

(1) 閲覧室に配架された図書(開架式閲覧方式)は、自由に閲覧することができる。閲覧後は必ず元の位置へ返すこと。

(2) 閲覧は必ず閲覧室で行う。

(3) 入館中は静粛にし、他人に迷惑のかかる行為は慎み、椅子等を勝手に移動しないこと。

(4) 読書に直接必要な物以外は館内に持込まない。(7の(5)(6)参照のこと)

4 館外貸出について

(1) 貸出手続をしないで図書館の蔵書は絶対に持出してはいけない。

(2) 貸出について次のとおり定める。

貸出冊数 1人2冊以内

貸出期間 1週間以内

貸出手続 カウンターで学年・クラス・番号・氏名を告げて図書委員に手続きしてもらう。

(3) 貸出中の図書の返却期限は更新の申し出によって1週間延長することができる。

(4) 禁帯出・参考書の表示のある図書および雑誌・新聞等の貸出は原則として行わない。

5 返却について

(1) 返却は、貸出同様取扱い時間に図書委員を通して行う。

(2) 返却する図書はカウンターまたは廊下の返却ボックスに入れる。

(3) 借覧中の図書を紛失または破損した場合、その図書と同一の図書を弁償するか相当する金額を納める。

6 延滞督促について

返却予定日を過ぎても返却されない場合は、図書委員またはHR担任を通じて督促状を発行する。

なお返却しない場合、その当該者について貸出を停止し、氏名を公示することもある。

7 利用心得について

(1) 返却期限を必ず守り、また無断で閲覧室外に図書や新聞・雑誌等の資料を持出してはいけない。

(新聞・雑誌・禁帯出図書で特に必要がある場合は担当職員に申し出ること)

- (2) 図書の取扱いは丁寧にし、書き込み、切り抜き、また貸しをしてはならない。
- (3) 閲覧室内で利用した図書は必ずラベルを見て正しい場所にもどし、乱れている時は、自ら進んで正しく直すよう心がける。
- (4) 図書は棚の奥に押し込まず、前から2cmぐらいの位置にそろえる。
- (5) ノート・筆記用具以外のものは、館内に持込まない。
- (6) 館内で、飲食してはならない。
- (7) 私語を慎み、静かな気持で読書し、騒がしい行為や他人に迷惑となる行為をしてはならない。
- (8) 館内の掲示物には必ず目を通し指示を守る。
- (9) 椅子は整理復元すること。照明使用の場合は使用後に消燈する。
- (10) その他、館内においては係の指示に従わねばならない。

千葉県立四街道北高等学校 生徒会規約

前 文

私達は、私達の学校生活が互いの友愛と協調によって向上し、自主的な努力によって進歩することを信じて本会を組織した。広く学び、深く考え、正しく行うことを申し合わせ、ここにこの規約を制定する。私達はこの規約に従い、すべての会員が総力をあげて校則の実現をめざし、望ましい校風の確立に努め、前途有為の社会人に成長することを誓う。

第1章 総 則

第1条 本会は、千葉県立四街道北高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、主として次の事項に関わる活動を行う。

- 1 学校生活の充実や改善向上。
- 2 生徒の諸活動の連絡、調整。
- 3 学校行事への効果的な協力。

第3条 本会は、学校長より生徒会に委任された権限の範囲内に於いて、前条の目的達成のため必要な活動を行う。

議決機関での議決事項は、職員会議、校長の承認を得た後効力を発する。

第2章 会員及び顧問

第4条 本会は、本校に在籍する生徒全員をもって構成する。

第5条 会員は、総会およびその所属する各会議において発議し提案することができる。

第6条 本会ならびに各機関には学校長の任命による顧問教師をおく。

但し、顧問は発議・提案の権利を有するも議決権はない。

第3章 機 関

第7条 本会には目的達成のため、次の議決機関および執行機関をおく。

- 1 総 会
- 2 評 議 会
- 3 ホームルーム
- 4 本部役員会および監査
- 5 委 員 会
- 6 部・同好会
- 7 その他必要と認められるもの

第4章 役 員

第8条 本会には次の役員をおく。

- 1 会 長 1名
 - 2 副 会 長 2名
 - 3 会 計 2名
 - 4 書 記 2名
- 以上を本部役員という

5 会計監査 2名

第9条 本部役員ならびに会計監査の任期は1ヶ年間とする。

但し、再任は妨げない。

第10条 本部役員会は、生徒会に委任されたすべての業務の執行機関であり、毎週1回定例会をもつことを原則とする。

第11条 本部役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。又、評議会に議案の提出、活動報告をする。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、総会および評議会の議事録を作成し、議事の経過を公表する。又、本会の一切の記録、書類を保管し、必

要に応じて連絡業務にあたる。

4 会計は本会会計事務を行い、生徒総会に会計報告をする。

第12条 会計監査は、備品検査、会計監査及び、生徒会規約が守られているかなどを点検し、評議会、生徒総会に報告する。

第13条 生徒会本部役員が転退学などの事由により本校生徒としての学籍を失った場合は、自動的に生徒会本部役員としての地位も失う。

第14条 評議会は生徒会本部役員より辞任の申し出があった場合、これを許可することができる。

第15条 前二条により生徒会本部役員に欠員が生じた場合は、役員内において役職の変更を行うことができる。また、欠員の補充を生徒会本部役員の指名により行うことができる。但し、いずれの場合にも評議会の承認を必要とする。

第5章 総 会

第16条 総会は最高の議決機関であり、会則の変更、予算および決算の承認、その他重要事項を審議する。

第17条 総会は毎年1回、会長がこれを招

集する。但し、会員の3分の1以上の要求があった場合は開かねばならない。

第18条 総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立し、議長は評議会の議長が兼務する。但し、本部役員は議長の資格はないものとする。

第19条 議事は特別の定めのある場合を除いては、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第6章 評 議 会

第20条 評議会は総会に次ぐ議決機関である。

第21条 評議会は各ホームルームのルーム長1名、副ルーム長1名(以下評議員と呼ぶ)によって構成される。

但し各委員会委員長、各部長は必要に応じて出席できる。議長は評議員の互選によるものとする。

第22条 評議会は、顧問1名・評議員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

但し、議決権は評議員のみとする。

第7章 ホームルーム

第23条 ホームルームは、ホームルームに在籍する生徒全員をもって構成する。

第24条 ホームルームは、本会の基礎的活動単位であり、評議会および各種委員会等への提出議案を審議し、その他ホームルーム活動に必要な事項の審議決定を行う。そのために、ホームルーム役員有志および担任により構成されるホームルーム運営会議を必要に応じて開き、ホームルームの運営を円滑にしなければならない。

第25条 ホームルーム役員は、次のように定める。

- 1 ルーム長1名
- 2 副ルーム長1名
- 3 会計2名
- 4 書記2名

第8章 委員会

第26条 委員会は、生徒会の補佐機関として分野別の執行に当たる。

第27条 本会には前条の目的達成のため、次の常任委員会をおく。

- 1 LHR
- 2 文化
- 3 体育
- 4 規律
- 5 整美
- 6 編集
- 7 放送
- 8 保健
- 9 図書
- 10 選挙管理
- 11 臨時専門委員会

第28条 本会には目的達成のため次の臨時専門委員会をおくことができる。

- 1 応援
- 2 その他必要とみられるもの。

第29条 委員会は、委員長・副委員長・書記・会計を各1名おく。

第30条 各委員会は、顧問教師をおかねばならない。

第31条 委員会細則

- 1 役員任期

学年始めより1ヶ年間とする。但し再任は妨げない。

- 2 年間計画

委員会の業務が円滑に運営されるために、新役員が決定された後、早期に年間計画を顧問及び本部役員会と打合せて立案し、委員会総会で決定すること。また、4月中旬に新第1学年を加えた総会で、再度計画を確認し、実施に当たる。また業務遂行の為の工夫・研究をしなければならない。

3 引継ぎ

委員会の活動内容は記録し、評価したのち次年度に引継がねばならない。

4 委員長会議

活動の活発化、及び連絡調整のため、生徒会長は委員長を招集することができる。

5 各委員会の業務

(1) L. H. R.

全校LHRの計画、運営に関し、調整を行う。また委員はホームルーム担任の指導を受け、LHRの計画、運営にあたる。LHR研修会、ホームルーム運営会議等を開催する。

(2) 文化

辛夷祭文化の部、その他文化的行事の業務を行う。

(3) 体育

辛夷祭体育の部、その他体育的行事の業務を行う。また、体育の授業では教科担任の連絡等を行う。

(4) 規律

あいさつ運動や学校行事での校内巡回や受付を顧問及び担任の指導を受けて行う。

(5) 整 美

校舎内外の環境整備(清掃・美化)、清掃用具の管理、ロッカー等の備品及び清掃の点検活動を行う。

(6) 編 集

文化祭パンフレット、校誌及び「学校新聞」の編集・発行業務を行う。

(7) 放 送

生徒会行事・学校行事等において放送関係を分担する。校内放送を行い、放送室・放送スタジオ及び器材類の管理・整備を行う。

(8) 保 健

全員の健康管理、保健活動、環境衛生、健康思想の普及を行う。

(9) 図 書

図書資料の貸出、返却、図書の整備、広報の編集・発行を行う。

(10) 選挙管理

選挙業務を行う。

(11) 臨時専門委員会

第9章 部および同好会

第32条 本会の会員は「1人1部」を原則とする。

第33条 部に準ずるものとして同好会をおくことができる。

第34条 本会には各運動系部長・各文化系部長で構成する運動部会・文化部会を置く。

第35条 部、同好会には顧問をおかなくてはならない。

第36条 部、同好会細則

1 部、同好会の条件

- (1) 部 運動系では対外試合が行えること。文化系では文化的行事、予餞会、校内発表会に参加できること。日常活動は週3日以上あること。
- (2) 同好会 活動場所があり、日常的な活動が行えること。

2 昇格・降格・廃止

生徒会本部役員会が査定を行い、毎年1月の評議会で決定する。

- (1) 昇格 同好会が部の条件を満たすとき、これを部とする。
- (2) 降格 部が部の条件を満たさない

とき、これを同好会ないし廃部とする。

- (3) 廃止 同好会がその条件を満たさないときは廃止とする。なお、本校生徒会の目的にははずれた行為等があったときは廃止させることができる。

また、降格、廃止に当たり、部・同好会の振興の趣旨にそって、十分審議すること。

3 新設

新設は同好会より設立される。設立の場合は生徒会に目的、人数、顧問、活動場所、内容及び設立賛同者署名50名以上をそえて申し入れ、評議会で審議して決定し、職員会議の同意を得なければならない。

第10章 選挙

第37条 本会員は選挙権、ならびに被選挙権を有する。

第38条 本会の役員は立候補による全校選挙で、第2学期中に選挙され学校長の認証により発効する。

第39条 選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第40条 選挙に関する規定は別に定める。

第11章 会 計

第41条 本会の経費は、会費、入会金及びその他の収入をもって充てる。

1 本会の会費は、生徒一人当たり年額4,800円(月額400円)とし、毎年、学校指定時に納入する。

2 入会金は500円とし、入学時に納入する。

第42条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第43条 会計に関する細則は別に定める。

第12章 改 正

第44条 本会則の改正は評議会の3分の2以上の賛成で評議会が発議し、総会で過半数の賛成を必要とする。

第13章 補 則

第45条 平成11年度の生徒総会において購買委員会の廃止が認められた。

第46条 平成15年度 第38条の一部改定。

第47条 平成17年度 第27条、第28条の一部改定。

第48条 平成18年度 第13条、14条、15条を追加。

選挙規定

第1章 総則

第1条 生徒会会則により千葉県立四街道北高等学校生徒会役員選挙はこの規定に従い選挙管理委員会が実施する。

第2章 選挙権および被選挙権

第2条 本会会員は役員の選挙権および被選挙権を有する。

ただし、次の者を除く。

- 1 停学中および休学中の者は選挙権および被選挙権を有しない。
- 2 選挙管理委員は、被選挙権を有しない。(被選挙権の必要な場合は選挙管理委員を辞任すること。)

第3章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会は、各ホームルームから2名ずつ選出された委員により構成し、委員長1名・副委員長2名・書記2名・会計2名をおく。

第4条 委員長は選挙管理委員会を代表し、その事務を総括する。

第5条 選挙管理委員会は、生徒会役員選挙を第2学期中に実施する。

但し、学校行事等の関係で実施できない場合はこの限りではない。

第6条 選挙管理委員会は、選挙期日(以下投票日という)の20日前に公示し、公示により1週間立候補を受けつける。

立候補締切日までに立候補者が定員に満たない場合は、受付を3日間延期して該当学年より推薦してもらう。

第7条 選挙管理委員会は、受付けた立候補者について2日以内に資格を審査し、立候補者にその結果を通知すると共に立候補者一覧表を校内に公示する。

第8条 選挙管理委員会は、第12条により提出された原稿をもとにして選挙公報を作成し、立会演説会の前日までに会員全員に配布する。

第9条 選挙管理委員会は、立候補届出をしめ切ってから投票日までの間に、少なくとも1回の演説会を行わなければならない。

第10条 選挙管理委員会は、本細則により生徒会役員選挙等に関する一切の業務を行う。

第4章 立候補の届出および選挙活動

第11条 立候補する場合は本会会員の15名以上の署名による推薦を必要とし、そのうちから責任者1名を決め、立候補×切り日時まで立候補者と責任者で選挙管理委員会に届出る。

第12条 立候補者は、立候補届をした日から3日以内に抱負、公約などをまとめて選挙管理委員会に提出する。この義務を怠った者はその回に限り被選挙権を失なう。

第13条 選挙活動は第11・12条の手続きを済ませた日から投票日の前日まで行うことができる。

但し、次のことを厳守する。

- 1 選挙管理委員会が計画した演説以外には授業時間中の選挙活動をしてはならない。
- 2 選挙活動に必要なものは全て選挙管理委員会が用意する。
- 3 ポスターは選挙管理委員会の検印を受け、定められた枚数だけ定められたところにはることができる。

4 運動は校内の秩序を乱さずに、校内のみで行うこと。

5 一切の暴力行為・強制行為・金品の貸借をしてはならない。

6 他候補の選挙活動を妨害してはならない。

第14条 選挙管理委員会は立候補者およびその責任者が本規定違反の有無を確認する義務を有する。

第15条 演説会では立候補者および立候補者の推薦者1名(必ずしも責任者でなくともよい)が演説を行う。

第5章 投票および開票

第16条 選挙管理委員会は第2条により選挙人名簿を作成し投票を受付ける。

第17条 投票方法は全て選挙管理委員会の指示に従うこととし、従えない場合は選挙権を失うものとする。

第18条 選挙は全て無記名投票により行う。

第19条 選挙管理委員会は投票日に校長が認め出席扱いとなる会員のため、投票日以前に不在者投票日を設け投票を行うことができる。

第20条 何人も選挙人が誰に投票したかを

調査をしてはならない。

第21条 次の投票は無効とする。

- 1 正規の投票用紙を使用しないもの。
- 2 定められた投票様式によらないもの。
- 3 記載した事項の確認がしがたいもの。

第22条 白紙投票は無効ではない。

第23条 開票は選挙管理委員会が行い、その結果をすみやかに公表する。

第24条 選挙管理委員会は記入済投票用紙を投票日より1ヶ月間保管し、その期間内に問題の発生した場合に求めに応じて明示する義務を有する。

第6章 当選・落選および再選挙に関する規定

第25条 立候補者数が定員をこえる場合は、得票数の多い者から順に当選とする。

第26条 立候補者数が定員以内の場合は、投票者数の2分の1以上の信任を得た場合、当選とする。

第27条 第25、26条の得票ができなかった立候補者を落選とする。

第28条 第25、26条より役員が決まらない場合は、その係についてすみやかに再選挙を行う。それでも決定しない場合は、欠員のままとする。但し第30条を準用する。

第29条 選挙管理委員会は、立候補者および立候補者を応援するものの違反が判明した場合は、期日をとわず当選を取り消すことができる。

第7章 欠員が生じた場合

第30条 生徒会本部役員に欠員が生じた場合は、役員内において役職の変更を行うことができる。また、欠員の補充を生徒会本部役員の指名により行うことができる。但し、その場合は評議会の承認を必要とする。さらに職員会議の承認を得なければならない。

第8章 補 則

第31条 選挙管理委員会は、この規定に定めるものの外必要な事項を定めることができる。

第32条 この規定の改正は、評議会で出席評議員の3分の2以上の賛成を得、更に職員会議の承認を得なければならない。第

33条 この規定は、昭和62年6月3日より施行する。

第34条 平成15年度、第3章第5条の一部改定。

遅刻・早退・外出届(○遅刻,□早退,△外出)

月日	種 類 (○□△)	理 由 (時 間)	担任印	保護者印

遅刻・早退・外出届(○遅刻,□早退,△外出)

月日	種 類 (○□△)	理 由 (時 間)	担任印	保護者印

遅刻・早退・外出届(○遅刻,□早退,△外出)

月日	種 類 (○□△)	理 由 (時 間)	担任印	保護者印

遅刻・早退・外出届(○遅刻,□早退,△外出)

月日	種 類 (○□△)	理 由 (時 間)	担任印	保護者印

遅刻・早退・外出届(○遅刻,□早退,△外出)

月日	種 類 (○□△)	理 由 (時 間)	担任印	保護者印

遅刻・早退・外出届(○遅刻,□早退,△外出)

月日	種 類 (○□△)	理 由 (時 間)	担任印	保護者印

年間の主な行事予定

4月	始業式 入学式 オリエンテーション・健康診断(～6月)
5月	PTA総会 中間考査 校外学習 生徒総会
6月	同窓会総会 保護者面談週間
7月	期末考査 終業式 学校説明会
8月	
9月	始業式 辛夷祭(文化の部)
10月	生徒会役員選挙 辛夷祭(体育の部) 中間考査
11月	修学旅行(2年)球技大会(1・3年) 学校説明会
12月	期末考査 防災訓練 終業式
1月	始業式 学年末考査(3年)
2月	
3月	卒業式 学年末考査(1・2年)終業式

災害共済給付制度への加入について

千葉県教育委員会では、独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間に災害共済給付契約を締結しています。この災害共済給付制度は、学校の管理下において生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う制度で、本校では全員加入を原則としています。

1 共済掛金

保護者負担 年額 1人**1,935**円

2 学校の管理下とは

- (1) 授業中(特別活動中を含む)
- (2) 学校の教育計画に基づく課外指導中
- (3) 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- (4) 通常の経路及び方法による通学中
※交通事故等で、他者(第三者)が関わっていて、その原因が他者にある場合は、原則として給付の対象となりません。

3 給付対象の条件

療養に要する総医療費が5,000円以上、(保険診療の場合1,500円以上)のものが給付の対象となります。

4 災害給付の申請手続き

災害給付の申請手続きは、養護教諭に相談してください。

※請求の時効は2年間です。

日 課 表

始業時刻は8時35分。5分前には着席すること。学校生活は時間の観念が大切。日課表、週予定をしっかりと頭に入れてリズムある高校生活を送ること。

通常時程

職員朝会	8:20～8:30
S・H・R	8:35～8:40
1時限	8:50～9:40
2時限	9:50～10:40
3時限	10:50～11:40
4時限	11:50～12:40
予 鈴	(1 3 : 2 0)
5時限	13:25～14:15
6時限	14:25～15:15
清 掃	15:20～15:30
S・H・R	15:30～15:35
下校時刻	16:30

※木曜日で学力向上がある場合は8:40～8:50が「学力向上の時間」となり、以後10分遅れの時程となる。

異常気象時等での授業実施について

【令和8年度版】

悪天候が見込まれる場合は、原則として午前6時まで自宅待機とし、下記の①または②の状況にない場合は、安全に気をつけて登校してください。なお、その関係で遅刻する場合は、保護者の方から「マチコミ」メールにその理由を明記し連絡してください。後日、状況を確認した上で公遅扱いになります。

- ① 午前6時の時点におけるNHKの気象情報で、千葉県全域・千葉県北西部・印旛・千葉中央のいずれかに以下の特別警報または警報が発令中の状況であれば、自宅待機とします。

○「大雨特別警報」または「暴風特別警報」のいずれか1つ

○「大雨警報」・「洪水警報」・「暴風警報」のうち、いずれか2つ

なお、冬季の場合は、以下の特別警報または警報が発令中の状況であっても、自宅待機とします。

○「大雪特別警報」または「暴風雪特別警報」のいずれか1つ

○「大雪警報」または「暴風雪警報」のいずれか1つ

- ② 午前6時の時点におけるNHKの交通情報で、JR総武本線・成田線の「千葉～佐倉」間の全部または一部の区間が不通（運転中止）であれば、自宅待機とします。
- ③ 午前6時から午前10時までの間で上記の①または②の状況になった場合は、その時点で自宅待機とします。
- ④ 午前10時の時点で上記の①または②の状況が継続している場合は、休校（臨時休業）とします。午前10時までに特別警報及び警報の解除または交通機関の運転再開となった場合は、始業時間を遅らせて授業を実施しますので、安全に気をつけて登校してください。なお、自宅から本校までの通学途中に危険な状況があるために安全に登校できないと各御家庭で判断された場合、及び最寄りの公共交通機関が不通で登校できない場合は、保護者の方から「マチコミ」メールにその理由を明記し連絡してください。後日、状況を確認した上で公欠扱いになります。

時 間 割					
	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

時 間 割					
	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

時 間 割					
	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

定期テスト時間割					
（ ）学 期 （ ）テ ス ト					
月・日					
曜 日					
1					
2					
3					
4					
（ ）学 期 （ ）テ ス ト					
月・日					
曜 日					
1					
2					
3					
4					

定期テスト時間割					
（ ）学 期		（ ）テスト			
月・日					
曜 日					
1					
2					
3					
4					
（ ）学 期		（ ）テスト			
月・日					
曜 日					
1					
2					
3					
4					

定期テスト時間割					
（ ）学 期		（ ）テスト			
月・日					
曜 日					
1					
2					
3					
4					
（ ）学 期		（ ）テスト			
月・日					
曜 日					
1					
2					
3					
4					

定期テスト時間割					
（ ）学 期		（ ）テスト			
月・日					
曜 日					
1					
2					
3					
4					
（ ）学 期		（ ）テスト			
月・日					
曜 日					
1					
2					
3					
4					

定期テスト時間割					
（ ）学 期		（ ）テスト			
月・日					
曜 日					
1					
2					
3					
4					
（ ）学 期		（ ）テスト			
月・日					
曜 日					
1					
2					
3					
4					

学習と生活の記録

国民の祝日

- | | |
|---------------------|--|
| 4. 29 昭和の日 | 激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。 |
| 5. 3 憲法記念日 | 日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。 |
| 5. 4 みどりの日 | 自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。 |
| 5. 5 こどもの日 | こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる。 |
| 7月の海の日
第3月曜日 | 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。 |
| 8. 11 山の日 | 山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。 |
| 9月の敬老の日
第3月曜日 | 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し長寿を祝う。 |
| 9. 23 秋分の日 | 祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。 |
| 10月のスポーツの日
第2月曜日 | スポーツを楽しむ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。 |
| 11. 3 文化の日 | 自由と平和を愛し、文化をすすめる。 |
| 11. 23 勤労感謝の日 | 勤労を尊び、生産を祝い、国民がたがいに感謝しあう。 |
| 1. 1 元日 | 年のはじめを祝う。 |
| 1月の成人の日
第2月曜日 | おとなになったことを自覚し、みずから生きぬこうとする青年を祝いほめます。 |
| 2. 11 建国記念の日 | 建国をしのび、国を愛する心を養う。 |
| 2. 23 天皇誕生日 | 天皇の誕生日を祝う。 |
| 3. 21 春分の日 | 自然をたたえ、生物をいつくしむ。 |

(祝日法の改正により、国民の祝日が変わる場合があります。)

第 第 第	学 年 学 年 学 年	組 組 組	番 番 番
本 人			
平成 年 月 日生			
保護者 氏 名			
保護者			
住 所			
電 話			
学 級 担 任			
学 校 電 話			
保護者 届 印		改印	

発行者 千葉県立四街道北高等学校
 四街道市栗山1055-4
 電 話 043 (422) 1788

身分証明書貼付欄